

平成19年6月29日

平成19年学習支援事業（訪問講座）に関する報告

日 時 平成19年6月29日（金） 13:30～15:30
場 所 石川県庁行政庁舎 1105会議室
講演者 埼玉大学経済学部非常勤講師 原 早苗
参加人員 70名

1 講演内容の概要について

テーマ： 悪質商法から地域を守る 見守りネットワークづくり

悪質商法によるトラブルの増加...特に狙われる高齢者、障害者

- ・ 国民生活センターに多く寄せられているトラブルの例示
- ・ 石川県の平成18年度の相談状況について...全国とほぼ同じ傾向が見られる
どんな相談が多く、なぜ被害に遭うのか
- ・ 相談にみられる商法、うたい文句、取扱商品の例について具体的に例示
- ・ 高齢者の被害の特徴...騙されたという意識が本人にあまりない、気付いても泣き寝入りしてしまう

覚えておくと役立つ法律・条例について

- ・ 消費者契約法や特定商取引法など、消費者を守る法律や条例があるということ
を覚えておくとよい。

高齢者見守りネットワークの構築（内閣府）

- ・ 高齢者の被害の特徴から、周囲の人々による見守りネットワークの構築を勧め
ている
- ・ 見守りネットワークの担い手は、町内会、ヘルパー、民生委員、商店街など
積極的な取組をしている商店街などの例が報道されている
- ・ 地域での関心が高いと、悪質業者は入り込まない
- ・ 悪質な業者は、処分をしない甘い県を渡り歩く
- ・ 内閣府、国民生活センターのHPなどから、情報を入手することができる

2 受講者からの質問と回答（主なもの）について

質問：ひとり暮らしや日中ひとりである高齢者を狙って、清掃業務だと言って、不要品処分を行う業者がでてくる。スピーカーで流しているような業者である。法外なお金をとってタンスなどを処分する。タンスが3～4万円だそう。

契約書もなければ領収書もない。家族が気が付いて相談にきたが、このような場合はどのような手だてがあるのか。

答え：特定商取引法の判断力不足の悪用の適用が考えられるかもしれない。説明義務を尽くしたか、というところも問えるのではないか。警察や県のセンターとも連携したらいいと思う。まず、他の事例の収集とか、もう少し実態を把握することが先。

即答はできないが、特商法、消費者契約法あたりで問えるのではないかと思う。

石川県県民文化局県民生活課

(注)この報告書は、事務担当者が作成したものであり、内閣府国民生活局の正式な見解ではありません。